

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年7月5日(火)午後1時30分から午後3時38分まで

2. 開催場所 消防署2階小会議室

3. 出席委員(15人)

会長	1番 武井 典夫
委員	3番 松澤 覚一
	4番 山崎 今朝利
	5番 野澤 宏
	6番 赤沼 君人
	7番 尾坂 壽夫
	8番 根橋 建太郎
	9番 山内 良春
	10番 赤羽 則子
	11番 小澤 高佳
	12番 上島 明德
	13番 下田 節子
	14番 勝野 次郎
	15番 小野 一喜
	16番 赤羽 武直

4. 欠席委員

会長職務代理者 2番 三澤 省三

5. 議事日程

議案第1号 農地法規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可みについて

報告事項 専決事項について

(1)6月許可決定の4条1件、5条2件については、長野県農業会議から
6月15日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した

(2)農地法第18条第6項の規定による届出について

(3)地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する地目
認定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 中村良治

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実

書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

< 武井会長 >

皆さまにおかれましては、寒かったり、寒いというか涼しかったりするこの季節、自分の健康管理に十分に注意をしていただきたいと思います。また、先般の大豆の除草それからヒマワリの除草というようなことで大変お忙しい中、万障繰り合わせていただいて作業に出席していただきましてありがとうございます。大豆の方につきましては機械でもってやりまして、昨日ちょっと見に行きましたら思ったより雑草は生えておりません。ただ昨年まで農協でつくっていた部分には多少大豆が雑草に一部負けておるところがあるかと思えます。それからヒマワリにつきましては小野さんそれから松澤さんが貴重な時間を割いていただきましてヒマワリに土をよせていただきまして大変きれいになっておるわけでございます。これにつきましては本当にお二人に対して感謝申し上げる次第でございます。もしそういう機会がありましたら声をかけていただいてやっていただくと。私の計画では今日皆さんとお行き会いしたときにヒマワリのあと残っている部分について、したいと、こういう話をしようと思っていたんですが、もうほとんどできてしまっているということで、お二人に対して本当に、貴重な時間農業委員の事業に対して費やしていただきましたこと、本当に感謝申し上げます。また、お二人につきましては病み上がりというようなことでございますので、無理をせずいただきたいと思っております。またその他につきましては、耕作放棄地につきましては、調査をして、先般の総会の時に各委員の皆さんにできるだけ返答のない方については再度まわっていただくというようなことを申し上げておったわけでございます。事実私もまわってみんですが、特に不在地主の方につきましては、極端な話をしますと、なぜ都会からそのためにでてこなきゃいかんかということでおしかりを受けたんですが、やはり不在地主になりますとそういうようなことについてはもう、代がかわってしまうともう分からなくなってしまうという状況で、これからどういう風にしていったらいいかということで、今日も議案の中にありますけれども、ぜひその辺も検討していただきまして一筆でもいい方向に進むよう皆さんのご協力を得ていきたいとこんなように思っておりますので総会にあたりまして皆さんにお願いやらお礼やら申し上げて本日の会議にあたりましてご挨拶に代えさせていただきます。今日もまたいろいろの案件が出ると思いますがスムーズに会議が進みますようよろしくお願いいたします。

それでは議事録の署名人につきましては指名をさせていただきます。5番の野澤委員それから6番の赤沼委員がみえませんので、7番の尾坂委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。議案第1号の農地法の規定に基づく許可について事務局の方から説明をお願いいたします。

< 事務局 >

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～2番朗読】

< 足助事務局次長 >

1番、所有権の移転でございます。

大字平出...番地のAさん所有の、上平出...番地、地目は登記現況とも田、面積1253㎡と、上

平出...番地、地目現況とも田、面積1434㎡を、大字平出...番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は80㎡で下限面積を超えております。また、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、三澤代理と赤羽則子委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

はい、それでは赤羽委員さんの方から説明お願いいたします。

<10番赤羽委員>

赤羽です。よろしく申し上げます。4月22日、三澤代理さんとともに、また譲受人のBさん立会のもとに現地を確認させていただきました。Aさんはお一人で、ずっとBさんがこの二つの土地をつくっておりました。それでこの度このようにして譲り受けることになりました。きちっとした土地の境もありますし、このBさんが息子さんとともに農業をしたいということで熱心に農業に努めております。そのために本当に周辺の農地のためにも非常にいい影響を与えてくれるなあということを感じとして述べさせていただき、この土地の確認の報告とさせていただきます。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。この地籍は上平出の天竜端でしょうか。

<10番赤羽委員>

はい、湖北衛生センターを過ぎまして、右側は塚原石産へ登っていきますね。その反対側に天竜川のところへおりまして、だからこの土地のすぐ向こう側は駒沢の方達です。川岸の、その方達の田んぼをつくっているところです。だから東天竜と天竜川の間土地です。

<武井会長>

地籍としてはそういう風な地籍であるということでございます。それであの10㎡あたりの値段ですが...

<事務局千田>

申請書に記載の通りです。

<10番赤羽委員>

譲渡人のAさんはお一人で話し相談するご家族もいらっしゃらないものですから、申請書の売買額をみまして心配になりましたので、そこまで農業委員が介入してはいけないなと思いましたが、ご兄弟とかちょっと遠くの親戚の方、例えば上平出の総代さんをなさっている方とかそういう

う方を通して譲渡人さんにもそういう話をしまして、兄弟でもしっかり相談をして決めるようにと
いうことを参考までに申し上げるようにしておきましたけれども、そういうことをうけてこのような結果
になったと思いますので。

<武井会長>

今赤羽委員の説明を聞きますと農業委員として言うべきことでは無いかもしれませんが、そ
ういう話をさせていただいておるということでございます。それでこれ以上のことはこの委員会では入
るわけにはいきませんが、この譲り渡すということについては、よろしいでしょうか。(「異議なし」の声)
はい、それでは許可することにいたします。ただ疑問としては私としてはこの価格では後になって
重荷がかかるかなという風なことが不安であります。再度事務局で確認していただけますか。

<中村事務局長>

しません。

<武井会長>

事務局でもやはりプライベートの話でございますので、できないということでございますので、これ
は書類上の通りに許可することにいたします。よろしいですね。それでは許可することにいたしま
す。3条の2番について事務局お願いします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字辰野...番地のAさん所有の、大字辰野...番地、地目は登記が畑で現況が田、面積567㎡
と、大字辰野...番地、登記地目は畑で現況が田、面積646㎡を、大字辰野...番地にお住まいの
Bさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距
離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は50㍍で下限面積を
超えております。また、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用
の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可
要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、武井会長と赤羽武直委員から意見
書をいただいています。

<武井会長>

はい、ただいま3条の2番について説明がありましたが、詳細について赤羽委員の方から説明を
お願いします。

<16番赤羽委員>

16番赤羽です。6月23日に武井会長と現地を、譲受人のBさんとともに確認をいたしました。場
所は上辰野の一番外れのところですが、七蔵寺の入り口をさらに奥までいったところですが、それで、
横川川とですね、七蔵寺の側には水路が走っておりましてこの水路と横川川とに囲まれた土地で

あつて境界もはっきりしています。平成10年に国調だということです。それと譲受人は現在この二つの土地の真ん中の田んぼを耕作しておりまして、そういう意味でも全く問題はありません。ただちよつと山に近いためにイノシシの被害が発生していて現在つくっているところには電柵を張り巡らせてあるのですけれども、今回竹渕さんがこれらの3枚の田んぼを一度にやれるようになればそのような点でも効率的であるとういことで、この話については問題ないと判断をいたしました。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。ただ今16番赤羽委員より詳細について説明があつたわけですが、これにつきましては私も場所について、それから境界の方も確認をしたのですが、場所的には唐木沢とちよつど境くらいで、山に接しておりまして農地としてはあまり西日は多少なり差しますけれども、朝日は差さない、イノシシが出てきて電柵の費用が随分かかるといふようなことで、これにつきましては2万円というふうなことでございます。それと同時に、普通の時期には田植えはできないだろうというふうなところがございますが、一応BさんがAさんから譲り受けてそこを耕作していただけるというふうな状況の話であつたわけですが、これにつきまして何かご質問なりご異議ございますでしょうか。(「異議なし」の声)はい、それではこの件につきまして許可することにいたします。

続きまして5条の方にうつりたいと思います。事務局の方で説明をお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～8番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

大字横川...番地のAさん所有の、大字横川一ノ瀬...番地、地目は畑、面積371㎡を、箕輪町大字中箕輪...のBさんが取得し駐車場とするための申請でございます。譲受人は申請地前の土地及び建物の購入を考えておりますが、敷地が狭く駐車スペースが確保できないため、申請地を購入し車3台分の駐車場とする計画でございます。申請地は住宅・公共施設等の連たんした区域内にあり農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よつて原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、小澤委員、根橋委員から意見をいただいております。

<武井会長>

では説明をお願いします。

<8番根橋委員>

ではただ今の件につきましてご説明申し上げます。6月16日に小澤委員と現地を確認いたしました。境界も、地籍調査がすんでおりますのではっきりしております。ただ、駐車場にするために土地をカットするために隣地との高低差が2メートルくらいになりますので、一応隣地との問題がないように土留めの擁壁をつくるなり、とにかく問題のないようにしてほしいということをお頭で一応申し入れました。そういう方向は考えているということでございますので、了解したところです。ご審議を

お願いいたします。

<武井会長>

ただ今説明があったとおりでございます。これは、駐車場は建物は建てるのですか。

<8番根橋委員>

建物の裏が駐車場です。駐車場の建物は建てません。

<武井会長>

何かご意見ございますか。「異議なし」の声)よろしいですかね、では許可することにいたします。それでは2番につきまして事務局お願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富...番地、地目は畑、面積478㎡を、所有者が経営します株式会社Bが使用貸借し駐車場及び資材置き場とするための申請でございます。申請地は水管等2種以上の埋設された道路沿道の2つ以上の公共施設、今村徳水館と上島がおん伝承館が500メートル以内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、松澤委員、山崎委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは松澤さんから説明をお願いいたします。

<3番松澤委員>

はい、松澤です。駐車場が足りないということで自分のうちの北側、今まで野菜畑だったところを駐車場及び資材置き場にしたいということです。確認に行きましたら地籍調査も終わってしまして杭も確認できますし問題ありませんので審議をお願いします。

<武井会長>

これは駐車場と資材置き場ですね、資材置き場というのは。

<3番松澤委員>

メーターとかそういう物を持ってきて整理するとか、建物は建てないです。水道のメーターとか。

<武井会長>

というのは外から見て良くないとかあるので。ではこれにつきまして何かご質問ございますでしょうか。「異議なし」の声)よろしいですか。それでは許可することにいたします。次、3番についてお

願います。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

岡谷市若宮二丁目...にお住まいのAさん所有の、大字辰野荒井田...番地、地目は登記が田、現況畑、面積348㎡を、岡谷市本町四丁目...、(株)Bが取得し駐車場及び資材置き場とするための申請でございます。譲受人は申請地前の土地及び建物を社宅とするため購入しましたが、敷地が狭く駐車スペースが確保できないため、申請地を購入し車4台分の駐車場及び建設資材の一時保管場所とする計画でございます。申請地は準工業地域に当たる用途地域で農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、武井会長、赤羽武直委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは16番の赤羽委員から説明をお願いいたします。

<16番赤羽委員>

場所につきましては駅の裏の、県道伊那富辰野線の万歳橋の下の部分です。ちょうど場所としてはそういった奥まったところでして、県道とJRの境界は動かしようがなくしてしっかりしてまして問題ありません。で、この前にありますCさんというお宅のところを中へ入るわけですが、このCさんとは境界を立会確認していると。立ち会って確認しているということで問題はあります。Dさんという方のすんでいるところがあるのですがこの方との境界がちょっと公図と不一致な点があるということで、今回は問題はないということで判断したんですけれども、下辰野は北部地域は多分来年になると思いますけれど地籍調査があるわけですからこの地籍調査のことも含めてですけど、今現在このDさんという方と確認して同意書を取り交わしておいてくださいということを条件として一応了解をいたしました。ちょっとずれましたけれども武井会長とともに土地家屋調査士の平泉さんという方と6月17日に確認して、同意書を取り交わすということは土地家屋調査士の方にはっきり申し上げてあります。以上です。

<武井会長>

登記上の地目は田んぼになっていますけれども、田んぼもできない状態の地籍でございます。それで今赤羽委員から説明のあったように地籍調査がまだすんでおりません、と同時にこの辺につきましてはもう耕作しておりませんので、やはり地主さんとそれからその近辺に住宅の建っている方との境については今申すとおりとそういう風な、地籍調査の時に境をはっきり決めるんだということになっておまして、一応農業委員としてはこの土地について現在の公図上の土地についてはそういうことよろしいんじゃないかということで赤羽委員と武井は一応印鑑をつけてございます。辰野につきましてはこれから地籍調査が始まる中でこういう問題が出てくるんじゃないかと思いますが、そういうことで一応赤羽委員の説明したとおりでございますが、いかがでしょうか。境については県有地とJRと個人の境、それから個人の境というのはこういうところですのでこぼして

いるわけです。そういうことで赤羽委員が土地家屋調査士にそういう風なことでお願いをしたということでもあります。よろしいでしょうか。(「よし」の声)はいそれでは許可することにいたします。次、4番についてお願いいたします。

<足助事務局次長>

4番、使用貸借権の設定でございます。

大字樋口...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字樋口窪畑...番地、地目は登記が田現況が畑、面積198㎡と、...番地、登記が田、現況が畑、面積486㎡を、大字樋口...番地にお住まいのBさんが使用貸借し一般住宅及び作業所用地とするための申請でございます。借人は現在家族で実家の離れに居住しておりますが子供も大きくなり手狭となったため申請地を使用貸借し自己の住宅を新築、また、借人は自動車整備業を営んでおりますが現在の作業所が老朽化のため新たに作業所を新築する計画でございます。申請地は水管等2種以上の埋設された道路沿道の2つ以上の公共施設、万五郎公民館と下田公民館が500メートル以内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、山内委員、下田委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、では山内さんお願いします。

<9番山内委員>

9番山内です。この件につきましては農振除外申請がありまして、今年の2月ですか、申請を受けたりした経過がございます。三方は道路でございまして隣接農地への影響も非常に少なく問題ないということで、審議の方をよろしくお願いいたします。

<武井会長>

4番につきまして山内委員の方から、三方が道路だということで。隣は田んぼですね。これはレベルは同じですか。

<9番山内委員>

レベルとは高さですか、高さは少し低いけれど隣地の許可は受けています。

<武井会長>

はい、分かりました。この件につきまして何かご意見ございますか。(異議なし)よろしいですかね。ではこの件につきまして許可することにいたします。次、5番お願いします。

<足助事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。

大字小野...番地にお住まいのAさん所有の、大字小野...番地、地目は畑、面積287㎡を、大字

小野...番地にお住まいのBさんが取得し駐車場とするための申請でございます。譲受人は駐車スペースに苦慮していたため近所で駐車場を探しており、また譲渡人は農地の管理が大変になったため売却を考えていたため売買が成立しました。申請地は街区に占める宅地の割合が40%以上であり農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、小野委員、勝野委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは15番の小野委員より意見ををお願いします。

<15番小野委員>

15番小野です。今もご説明ありましたがBさんが一昨年この土地を購入したのですけれども、敷地内に駐車場がないのでこのAさんの農地にということで、駐車場ですからこんなに広くはいらないのですけれども、Aさんのこの土地は地籍調査の時に一筆にしているという経過がございまして、買う方は半分でもいいんですが残されても困るということで面積広いですが駐車場という形で申請がありました。ご審議をお願いいたします。農振除外地域ですから農振除外の際と、今回も6月18日に勝野委員と確認をしました。ご審議をよろしくお願いいたします。

<武井会長>

ありがとうございました。ここは地籍調査は終わってる訳ですね。そういうことで面積は結構あるわけですが、小野委員から説明があったとおり2筆を1筆に地籍調査でしたということと、一部だけ使って一部だけ残しても困るということでございますので、そのままの申請であるということでございます。この件につきましてご意見ございますか。(「異議なし」の声)それではこの件につきまして許可することにいたします。次、6番をお願いいたします。

<足助事務局次長>

6番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富泉水...番地、地目は田、面積374㎡を、大字伊那富...番地にお住まいのBさんが使用貸借し一般住宅地とするための申請でございます。借人は現在借家住まいですが家族も増え手狭となったため申請地を使用貸借し自己の住宅を新築する計画でございます。申請地は第一種低層住居専用地域に当たる用途地域であり農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それではこの件につきまして上島委員より説明をお願いいたします。

<12番上島委員>

それでは審査の報告をいたします。6月10日に武井会長と私と地主であるAさんとの確認をしました。事務局からの説明のように息子の家を新築したいということです。(地図にて場所を説明)周囲は保育園と田んぼでございます。田んぼの一部を宅地にするということでございます。境界は地籍調査済みではっきりしております。道は春日街道を通ることになります。水道は春日街道には通っていないので町道より春日街道を通して引き込むと、54メートルくらいになると思います。排水は今回は合併浄化槽ということで地下にしみこませるということであります。ご審議をお願いいたします。

<武井会長>

この件につきまして私も見に行きましたのですが、今でいえば旧保育園でございます。ここの横にあるわけですがここから北側になります。この田んぼの一枚の部分をおのうに住宅にしたいと、それで上水がまだきていませんので上島委員が説明したように54メートルの上水を通す、それで下水についてはまだ下水道管はいていませんので自分ではとても負担が大きすぎるということで合併処理浄化槽でくみ取りになるかと思ひます。そのようなことで子供さんのうちをつくりたいということでございます。それでこの図面からみますと自分のうちの土地それから西側の方、1メートルくらい高い土地でございますがここも田んぼになっておひまして、隣からは少し下げでうちを建てるといふ、一応そういう説明でございました。この件につきまして私も見に行きましたがおひする説明でやっていたかといふことでございます。そういうことで上島委員と私が意見書に印鑑をついた訳でございます。この件につきましてなにかご質問でございますか。この地籍は地籍調査すんでおりますから。それとおひするに田んぼから宅地にいたしますと西天の場合賦課金がかかるということでございます。この件につきましてなにか。

<9番山内委員>

ここは泉水地籍になるわけ。ここに泉水とあるけれど。

<武井会長>

この図面から一帯はみんな泉水なんですよ。確かに新町の地籍になるんですが、辰野側にある長久寺という寺があれば昔泉水山長久寺なんです、それでこの図面から行くとすぐ右上にあったわけですよ。それが全部泉水山であったといふことで泉水になっておひます。

<6番赤沼委員>

浄化槽の水はどこかに流すのですか。雑排水は。

<武井会長>

それは建築基準法でみることで我々は農地の問題を見るのですから。

<12番上島委員>

この辺りから北の方へ順次家を建てたいという希望はあるようですので、水道等整備されていくと思われま

<武井会長>

この件についてよろしいですかね。(「はい」の声)それではこの件につきましては許可することいたします。次、7番についてお願いいたします。

<足助事務局次長>

7番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...にお住まいのAさん所有の、大字伊那富...番地、地目は畑、面積354㎡を、大字伊那富...番地のBさん、Cさんが使用貸借し一般住宅を新築するための申請でございます。借人は現在家族とアパートに暮らしておりますが手狭な上家賃の負担も大きいため祖父の土地を使用貸借し住宅を新築する計画でございます。建築費用の一部を父親が出資するため連名での申請となっております。申請地は300メートル以内にJR飯田線羽場駅がありますので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、尾坂委員、野澤委員から意見をいただいております。

<武井会長>

では7番の尾坂委員から説明をお願いいたします。

<7番尾坂委員>

尾坂です。よろしく申し上げます。(図面により場所を説明)Aさん、Bさん、Cさんは親子三代でありまして、ここへ家を新築したいということでありまして、境界線につきましては国調も終わっておりますししっかりしております。上下水道は町道にしっかり入っております。道路に隣接しております問題ないと思っております、以上でございます、よろしく申し上げます。

<武井会長>

詳細について説明があったのですが、これを見ますと大きな道路があつておそらく下水道はこの道路に入っているんですね。はい、ということございまして、地籍調査も終わっているということでございます。この件につきまして何かご意見とかございますでしょうか。(「異議なし」の声)それではこの件につきましては許可することいたします。それでは8番お願いいたします。

<足助事務局次長>

8番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富...番地にお住まいのAさんが所有いたします、南平...番地、地目は畑、面積330㎡を、箕輪町大字中箕輪...番地にお住まいのBさんが使用貸借し一般住宅を新築するための申請でございます。借人は現在家族で借家中ですが子供も大きくなったため申請地を使用貸借し住宅を新築する計画でございます。申請地は水管等2種以上の埋設された道路沿道の2つ以上の

公共施設、三ツ谷公民館と辰野南小学校が500メートル以内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、野澤委員、尾坂委員から意見をいただいております。

<武井会長>

では野澤委員の方からお願いいたします。

<5番野澤委員>

この土地は以前に農振除外で調査したところでございます。再度このように出てまいりまして、見ましたところ以前と全く変わりありませんでした。四隅に境界杭もたっており道路に面しており近くにも住宅があり上水道下水道とも問題ないところでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

<武井会長>

はい、この件について、よろしいですかね。(「はい」の声)それでは許可することにいたします。以上をもちまして議案第1号につきましては以上です。それでは議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について事務局から説明をお願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計19件、24筆、面積は21496㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

ただ今事務局の方から説明がありましたとおりでございます。よろしいですか。(「異議なし」の声)それでは異議なしということでございますのでお願いいたします。続きまして報告事項についてお願いいたします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、6月許可決定の4条1件、5条2件につきましては、長野県農業会議から6月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります但議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

最後に地籍調査における地目認定でございますが、別紙のとおり回答をいたしましたの

でご報告いたします。以上です。

<武井会長>

最後の、地籍調査の地目認定についての回答ということで町の方へ農業委員会として出しております。これについては担当の小野地区の小野委員と勝野委員には見ていただきましてご苦勞様でございました。こういうことで回答したということでよろしく願いいたします。それでは5番のその他についてお願いいたします。

その他

- 耕作放棄地の解消に向けた取り組みについて
- 北部三町村農業委員会交流会について(9月2日(金)午後、南箕輪村)
- 味噌づくり体験・ヒマワリについて
- 農業委員等の公務災害補償制度の加入申込について

□次回委員会開催日 8月3日(水)午後1時30分から、役場第6会議室

閉会

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印